

一般社団法人 日本小児血液・がん学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本小児血液・がん学会と称し、英文では The Japanese Society of Pediatric Hematology/Oncology (略称 JSPHO)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児血液疾患及び小児がん領域の学術活動、教育活動、社会啓発及び資格認定等を行うことにより、我が国の小児血液疾患及び小児がん医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究発表会、講演会等の開催
- (2) 学会誌及び論文図書等の刊行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 小児血液疾患及び小児がん領域の調査研究
- (5) 教育・研修、並びに資格認定
- (6) 社会啓発、並びに普及活動
- (7) 国内外の諸団体との連携
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって正会員に準ずる者
- (3) 名誉会員 この法人の発展に特別に功労のあった者の中から理事会が推薦し、

社員総会の承認を得た個人

- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 この法人に代議員(以下「評議員」という。)を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 評議員の定数は、200名以上400名以内とする。
- 4 評議員は、正会員の中から細則に別に定めるところにより選出する。
- 5 評議員の任期は、選出された定時社員総会日の翌日から2年後の定時社員総会日までとし、再任を妨げない。評議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該評議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 6 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、評議員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧)
 - (3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(入会)

第6条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会の申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会費として、社員総会において別に定める規則に規定される額を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前二条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 第7条の会費を継続して2年以上滞納したとき。

2 評議員である正会員は、前二条又は前項で会員資格を喪失した際に、評議員の資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員以外の正会員、準会員、賛助会員および名誉会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、決議には参加することはできない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として事業年度末日より4か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は評議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員を選任に必要な事項は別に細則に定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続4年を超えて再任できないものとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任できないものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事長及び副理事長の再任は、これを妨げない。ただし、連続4年を超えて再任できないものとする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受け取ることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は、意見を述べなければならない。

(職務と権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定および解職
- (4) 規則の制定、変更および廃止
- (5) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印又は署名する。

第7章 委員会等

(委員会)

第33条 この法人には、会務執行のため、理事会の決議により、委員会を設置する。

- 2 各委員会の委員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別定める。

第8章 会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第35条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第36条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、評議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 補 則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第44条 この定款に定めない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第46条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員 堀部 敬三

住所:(記載省略)

設立時社員 越永 従道

住所:(記載省略)

設立時社員 井上 雅美

住所:(記載省略)

設立時社員 大賀 正一

住所:(記載省略)

設立時社員 小川 千登世

住所:(記載省略)

設立時社員 小原 明

住所:(記載省略)

設立時社員 菊田 敦

住所:(記載省略)

設立時社員 嶋 緑倫

住所:(記載省略)

設立時社員 堀 浩樹

住所:(記載省略)

設立時社員 前田 美穂

住所:(記載省略)

設立時社員 田尻 達郎

住所:(記載省略)

設立時社員 檜山 英三

住所:(記載省略)

設立時社員 米田 光宏

住所:(記載省略)

設立時社員 野崎 美和子

住所:(記載省略)

設立時社員 田中 祐吉

住所:(記載省略)

設立時社員 滝 智彦

住所:(記載省略)

設立時社員 田口 智章

住所:(記載省略)

(設立時役員)

第47条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事 堀部 敬三

設立時理事 堀部 敬三

設立時理事 越永 従道

設立時理事	井上 雅美
設立時理事	大賀 正一
設立時理事	小川 千登世
設立時理事	小原 明
設立時理事	菊田 敦
設立時理事	嶋 緑倫
設立時理事	堀 浩樹
設立時理事	前田 美穂
設立時理事	田尻 達郎
設立時理事	檜山 英三
設立時理事	米田 光宏
設立時理事	野崎 美和子
設立時理事	田中 祐吉
設立時理事	滝 智彦
設立時監事	田口 智章